

都道府県労働局の組織別・会計別定員一覧(平成19年度末)

(単位:人)

	労働局	労働基準監督署	公共職業安定所	合計
一般会計	2,664	2,663	7,142	12,469
労働保険 特別会計	2,982	2,204	4,896	10,082
計	5,646	4,867	12,038	22,551

■ 出先機関からの天下りについて

出先機関から補助金や交付金などを受け入れている公益法人には天下り役員の存在も確認された。例えば農林水産省所管の公益法人のうち、農水省および農政局等の出先機関からの補助金等を受け入れている公益法人は 124。このうち収入に占める補助金などのしめる割合が 50 パーセントを超える団体は 26。この中で、本省のみならず地方農政局等から補助金等の交付を受けている団体は 6 つあり、いずれも元農政局長などの天下りを常勤役員として受け入れていた。

順位	法人名	交付額(a) (百万円)	収入額(b) (百万円)	a/b	農林水産省出身 理事割合
1	財団法人日本水土総合研究所	1,032	1,259	82.0%	3/11
2	社団法人国際農林業協力・交流協会	6,166	7,688	80.2%	10/23
3	社団法人農村環境整備センター	790	1,072	73.7%	4/16
4	財団法人農村開発企画委員会	149	212	70.3%	2/10
5	財団法人外食産業総合調査研究センター	96	144	66.7%	5/21
6	社団法人農業土木機械化協会	193	290	66.6%	3/10
7	社団法人マリノフォーラム21	593	896	66.2%	5/18
8	社団法人漁業信用基金中央会	160	245	65.3%	2/13
9	財団法人日本花普及センター	151	237	63.7%	12/47
10	社団法人日本水産資源保護協会	535	841	63.6%	13/38
11	財団法人農産業振興奨励会	42	67	62.7%	3/9
12	社団法人林道安全協会	131	210	62.4%	7/19
13	財団法人食品産業センター	695	1,115	62.3%	5/22
14	社団法人日本有機資源協会	75	121	62.0%	3/25
15	財団法人林政総合調査研究所	42	68	61.8%	4/7
16	社団法人食品需給研究センター	150	246	61.0%	10/23
17	社団法人全国農村青少年教育振興会	131	219	59.8%	4/21
18	社団法人大日本水産会	3,374	5,660	59.6%	18/80
19	社団法人農業農村整備情報総合センター	783	1,328	59.0%	1/7
20	社団法人海洋水産システム協会	359	620	57.9%	5/19
21	社団法人日本アグリビジネスセンター	123	215	57.2%	3/12
22	社団法人日本蕎麦協会	8	14	57.1%	1/19
23	社団法人全国遊漁船業協会	18	32	56.3%	3/12
24	財団法人食生活情報サービスセンター	136	257	52.9%	2/10
25	社団法人フィッシャリーナ協会	29	56	51.8%	6/21
26	社団法人日本施設園芸協会	92	179	51.4%	2/26
27	社団法人海外農業開発コンサルタント協会	35	71	49.3%	2/8
28	社団法人漁業情報サービスセンター	598	1,221	49.0%	4/20
29	財団法人水利科学研究所	58	120	48.3%	4/10
30	社団法人農業土木事業協会	106	222	47.7%	6/27
31	社団法人海外水産コンサルタント協会	82	178	46.1%	3/9
32	社団法人農林水産技術情報協会	208	461	45.1%	3/19
33	財団法人都市農山漁村交流活性化機構	281	628	44.7%	5/58
34	社団法人全国木材組合連合会	186	416	44.7%	3/59
35	財団法人漁港漁場漁村技術研究所	420	958	43.8%	5/18
36	社団法人日本科学飼料協会	305	699	43.6%	0/21
37	社団法人林業機械化協会	130	298	43.6%	3/17
38	財団法人国際緑化推進センター	136	312	43.6%	8/19
39	社団法人日本茶業中央会	27	63	42.9%	1/20
40	社団法人全国豊かな海づくり推進協会	162	380	42.6%	2/21
41	社団法人日本農林規格協会	72	169	42.6%	8/42
42	社団法人本州鮭鱒増殖振興会	155	364	42.6%	1/11
43	社団法人森林保険協会	11	26	42.3%	3/12
44	財団法人農政調査委員会	44	115	38.3%	5/10
45	社団法人日本食品科学工学会	40	106	37.7%	1/20
46	社団法人農山漁村女性・生活活動支援協会	66	176	37.5%	2/10
47	財団法人日本グラウンドワーク協会	93	248	37.5%	3/18
48	財団法人すこやか食生活協会	40	107	37.4%	3/13
49	財団法人林業土木コンサルタント	1,626	4,369	37.2%	7/21
50	財団法人中央果実生産出荷安定基金協会	1,877	5,045	37.2%	5/17

(財) 日本水土総合研究所

平成20年4月1日現在

役職	常勤・非常勤	氏名	備考
理事長	常勤		元構造改善局次長
専務理事	常勤		元農村振興局付 (北陸農政局農水資源課)
理事	非常勤		元環境事務次官
理事	非常勤		
理事	非常勤		元構造改善局長
理事	非常勤		
理事	非常勤		元消防庁次長
監事	非常勤		元大臣官房技術統括審議官
監事	非常勤		元農村振興局次長

(社) 農村環境整備センター

平成20年4月1日現在

役職	常勤・非常勤	氏名	備考
理事長	非常勤		
専務理事	常勤		元九州農政局長
理事	非常勤		
理事	非常勤		元自治省 公営企業第一課長
理事	非常勤		農林水産審議官
理事	非常勤		
理事	非常勤		元林野庁 職員部企画官
理事	非常勤		
監事	非常勤		元農村振興局次長
監事	非常勤		
監事	非常勤		元北陸農政局長

農村開発企画委員会役員名簿(20.4.1現在)

理事長	(財) 日本食肉流通センター理事長・・(林野庁長官)
専務理事	(財) 農村開発企画委員会主任研究員
常務理事	(財) 農村開発企画委員会主任研究員
理事	経済エッセイスト 淑徳大学総合福祉学部教授
"	全国土地改良事業団体連合会専務理事・・(農村振興局次長)
"	(株) 証券保管振替機構代表取締役社長
"	(社) 日本経済団体連合会参与
"	女優 食アメニティネットワークの会会長
"	語り部
"	全国農業協同組合中央会常務理事
監事	鳥取環境大学教授
"	(財) 魚価安定基金専務理事・・(東北農政局長)

(社) 農業土木機械化協会

平成20年4月1日現在

役職	常勤・非常勤	氏名	備考
会長	非常勤		
副会長	非常勤		
常務理事	常勤		元九州農政局 鹿児島県事務官
理事	非常勤		元北陸農政局長
理事	非常勤		元九州農政局長
理事	非常勤		
監事	非常勤		
監事	非常勤		

(社) 林道安全協会役員等一覧

H20. 4. 1現在

役職名(非常の別)	氏名	備考
会長	非常勤	元林野庁長官
副会長理事	非常勤	
理事	非常勤	
	非常勤	元高知営林局長
	非常勤	
	非常勤	元東北森林管理局青森分局長
	非常勤	
	非常勤	元北海道森林管理局函館分局長
	非常勤	
	非常勤	元近畿中国森林管理局計画部長
専務理事	常勤	元森林技術総合研究所長
監事	非常勤	元中部森林管理局名古屋分局長
	非常勤	

(社) 農業農村整備情報総合センター

平成20年4月1日現在

役職	常勤・ 非常勤	氏名	備考
理事長	非常勤		
専務理事	常勤		元東北農政局 津軽農業水料事務所長
理事	非常勤		
監事	非常勤		元農村振興局次長
監事	非常勤		

国と地方公共団体における公共工事チェックシステム

◎公共調達システムの課題

国の出先機関の公共調達システムの限界

→地方自治の民主主義によるガバナンスへの転換の必要性

(行政執行システムと議会による監視システムのさらなる改善が前提となる)

- ・徹底した情報公開
- ・議会の行政監視機能の強化
- ・住民による監視システム

国のチェックシステム

- ・予算：国会議決（日本国憲法86条）
- ・決算：会計検査院検査、国会提出（日本国憲法90条1項）
- ・会計検査院検査（会計検査院法20条）
- ・行政評価：事前評価（行政機関が行う政策の評価に関する法律9条）
- ・事後評価（行政機関が行う政策の評価に関する法律8条）

地方公共団体のチェックシステム

- ・予算：議会議決（地方自治法211条）
- ・決算：監査委員審査、議会認定（地方自治法233条）
- ・契約：締結時の議会議決（地方自治法96条1項5号）
- ・支出：会計管理者の適法性確認（地方自治法232条の4）
- ・監査：事務監査請求（地方自治法75条）
:監査委員監査（地方自治法199条）
:外部監査（地方自治法第13章）
:住民監査請求（地方自治法242条）、住民訴訟（地方自治法242条の2）
- ・賠償：職員の賠償責任（地方自治法243条の2）
- ・長の予算執行状況調査（地方自治法221条）

※ 以上のはか、国、地方公共団体とともに、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（品質確保法）では、入札監視委員会等の第三者機関の活用などの方策を講ずることとされている。

※ また国会、地方議会ともに調査権、審議がある。